

保存期間及び保存期間満了時の措置の設定基準（案）の主な修正内容

1 前文

「IからV」のいずれか一つに該当するものは「歴史公文書」として移管することとしており、分かりやすい表現とするため規定を修正。

設定基準(案)の修正(案)	第2回委員会で提示した設定基準(案)
ただし、条例第2条第3項において歴史公文書と定義される以下のIからVまでのいづれかに該当する文書については、1により廃棄と判断される場合であっても、保存期間満了後には知事に移管するものとする。	ただし、条例第2条第3項において歴史公文書と定義される以下のIからVに該当する文書については、1により廃棄と判断される場合であっても、保存期間満了後には知事に移管するものとする。

2 1 「(11) 広報に関する公文書」

業務区分の別及び公文書の類型が分かりやすいものとなるよう、また、それぞれの保存期間の均衡が保たれるよう、①イの「公文書の類型」の規定及び保存期間を修正。

設定基準(案)の修正(案)	業務の区分	公文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
	(11) 広報に関する公文書			
① 知事の記者会見に関する事項	ア 知事の会見録及び公表資料に関する公文書	10年	移管	
	イ 知事の記者会見の開催に関する公文書 <u>(アに該当するものを除く。)</u>	3年	廃棄	
	② 広報に関する事項	ア 広報に関するもので重要なものに関する公文書	10年	移管
	イ 広報に関する公文書	3年	廃棄	
第2回委員会で提示した設定基準(案)の修正(案)	業務の区分	公文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
	(11) 広報に関する公文書			
	① 知事の記者会見に関する事項	ア 知事の会見録及び公表資料に関する公文書	10年	移管
		イ 知事の記者会見に関する公文書	1年	廃棄
	② 広報に関する事項	ア 広報に関するもので重要なものに関する公文書	10年	移管
		イ 広報に関する公文書	3年	廃棄

3 2 政策単位での保存期間満了時の措置

1の表に掲げる公文書も、総括文書管理者が別に定めるものに該当する場合は、「歴史公文書」として移管することとしており、分かりやすい表現とするため規定を修正。

設定基準(案)の修正 (案)	第2回委員会で提示した設定基準(案)
<p>県として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるものと総括文書管理者が別に定めるものについては、<u>1の表において「廃棄」とされているものも含め</u>、移管するものとする。</p>	<p>1の表に掲げる公文書のほか、県として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるものと総括文書管理者が別に定めるものについては、移管するものとする。</p>